現行

~ 略 ~

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の</u>2第8項 の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。

~ 略 ~

改正案

~ 略 ~

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自 治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の</u> 2の8第8項の規定により下水道事業の業 務に従事する職員の賠償責任の免除に ついて議会の同意を得なければならな い場合は、当該賠償責任に係る賠償額 が100,000円以上である場合とする。

 \sim 略 \sim

<u>附 則</u>

この条例は、令和6年4月1日から施行す

る。